

富良野市新庁舎建設工事優先交渉権者選定プロポーザル募集要項

1 事業の目的

富良野市では、現庁舎の旧耐震基準による耐震強度の不足、老朽化等の理由により、国の財政支援を活用し新庁舎の建設に向け取り組みを進めており、基本的要求水準を満たすより良い新庁舎を予算範囲内で期日までに確実に施工することが求められることから、実施設計段階から施工業者の優れた技術と経験を取り入れることにより、コスト縮減や工期短縮が見込める「技術協力交渉方式（E C I方式（アーリー・コントラクター・インボルブメント方式）」を採用し、建設工事施工者の優先交渉権者を公募型プロポーザルにより選定することを目的とする。

2 発注者

富良野市長 北 猛俊

3 工事概要

(1) 工事の規模・内容

ア 主要用途	市庁舎（事務所）、公会堂
イ 工事種別	新築工事
ウ 構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建て
エ 規模	建築面積 約3,200 m ² 、延床面積 約8,700 m ²
オ 工事名	富良野市新庁舎建設工事
カ 工事範囲	建築工事、電気設備工事、機械設備工事 (舞台設備含む、地中熱工事、外構工事、既存庁舎解体は除く)
キ 工期	契約締結の日の翌日から令和4年5月31日（火）まで (上記の工期はあくまで最長期間であり、さらなる工期の短縮を期待する。)

(2) 敷地の概要

ア 建設場所	富良野市弥生町1番1号
イ 敷地面積	現庁舎敷地 12,654m ²
ウ 敷地要件	用途地域：第2種住居地域 地域地区：防火指定なし、都市計画区域内

(3) 参考事業費

4,935,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
(上記の金額は、あくまで目標上限金額であり、さらなる事業費の削減を期待する。)

4 設計技術協力業務概要

優先交渉権者となった者は、技術提案のあった事項及び採用となったV E提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

なお、業務実施にあたっては、下記のとおり業務委託契約を締結する。

- (1) 業務名称 富良野市新庁舎建設実施設計技術協力業務委託（以下「設計技術協力業務」という。）
- (2) 業務委託料 参考額 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和2年7月31日（金）まで
- (4) 業務内容
 - ア 設計全般に対する技術検証
 - イ V E提案及び技術提案の実施

- ① プロポーザル時に採用されたVE提案及び技術提案
 - ② その他のVE提案及び技術提案
 - ウ 総合施工計画の検討、提案及び作成
 - エ 工事工程の検討及び提案、工程表の作成
 - オ コスト管理支援
 - カ 技術提案したものの図面及び資料等の作成
 - キ 三者協議会への出席（月2回程度開催）
- (5) 支払い条件等
- ア 支払い条件：完了一括払い
 - イ 前金払い：30%
 - ウ 部分払い：なし
- (6) 業務の成果物
- ア 技術検証資料
 - イ VE提案書および技術提案書
 - ウ 提案に関する成果物（提案検討書、総合施工計画、工事工程表等）
 - エ 技術提案による図面
 - オ その他担当職員の指示するもの

※上記の成果物は、電子データとしても提出すること。

なお、データ形式及び提出形状等は担当職員と協議とする。ただし、図面データ形式はPDF形式、DWG形式、JWW形式の3形式での提出とする。

5 実施設計の受託者

令和元年10月 決定予定

6 事務局（問い合わせ先）

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号

富良野市役所 建設水道部 都市建築課（担当：竹内）

電話：0167-39-2316 FAX：0167-39-2332

電子メールアドレス：kenchiku-ka@city.furano.hokkaido.jp

7 優先交渉権者選定の概要

(1) 選定方法

本工事は施工者の高度な技術を設計に反映させるため「品質を下げないでコストを低減する」提案や「コストを上げないで品質を向上させる」提案（以下「VE*提案」という。）及び技術提案を求め、VE提案ヒアリング及び技術提案ヒアリングを実施し、価格と価格以外の要素で総合的に評価して優先交渉権者を選定する「公募型プロポーザル方式」を適用する。

参加申込みのあった者のうち、参加要件を満たす者に対し、VE提案の提出を求め、富良野市新庁舎建設工事評価選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてVE提案の採否を審査するVE提案審査（ヒアリング）を実施する。VE提案採用後に技術提案の提出を求め、技術提案審査（ヒアリング）により、評価点が最も高い者を「優先交渉権者」として選定する2段階審査選考方式を採用する。

※VE（Value Engineering：バリューエンジニアリング）とは、製品やサービスの「価値」を、それが果たすべき「機能」とそのためにかける「コスト」との関係で把握し、その機能を最小の総費用（ライフサイクルコスト）で達成する手段を考え実践していく体系的・組織的活動のことをいう。

(2) 実施スケジュール

区分	実施項目	実施期間及び期日
公示	募集要項等配布	令和元年8月23日(金)
参加資格審査	質疑受付	令和元年8月23日(金)～令和元年9月2日(月)
	質疑回答期限	令和元年9月6日(金)
	参加表明書受付	令和元年9月6日(金)～令和元年9月17日(火)
	参加資格審査結果発表	令和元年9月24日(火)
VE提案審査	資料配付 ^{※1} (基本設計書、要求水準等)	令和元年9月24日(火)
	質疑受付	令和元年9月24日(火)～令和元年10月7日(月)
	質疑回答期限	令和元年10月11日(金)
	VE提案書提出期間	令和元年10月11日(金)～令和元年10月28日(月)
	VE提案ヒアリング ^{※2}	令和元年11月5日(火)
	VE提案採否通知	令和元年11月8日(金)
技術提案審査	技術提案書提出期間	令和元年11月8日(金)～令和元年11月25日(月)
	技術提案ヒアリング ^{※2}	令和元年11月29日(金)
選考結果通知	最終審査結果発表 ^{※3}	令和元年12月2日(月)

※1 資料(基本設計書、要求水準書等)は、参加資格があると認められた者(以下「参加資格審査通過者」という。)のみに配付する。配付方法は参加資格審査通過者に別途通知する。

※2 VE提案ヒアリング、技術提案ヒアリングともに説明30分、質疑30分の合計1時間を予定している。ただし、参加資格審査通過者数等の状況を踏まえて、参加資格審査通過者には後日詳細を通知する。

※3 選考審査結果の発表は、参加者全員に通知するとともに富良野市ホームページで公表する。なお、評価点の最も高い者(優先交渉権者)と次点者については、名称及び評価点を公表する。その他の参加者については、名称は非公表とする。

(3) 優先交渉権者選定の概要

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から技術提案を受け、評価点が最も高い者を「優先交渉権者」として選定する。優先交渉権者の選定は、配置予定技術者の実績、技術提案内容および価格を総合的に評価する。なお、選考にあたっては、学識経験者を含む委員で構成する選定委員会にて審査を行うものとし、選定委員会の会議は非公開とする。

(4) 工事請負契約までの過程

ア 発注者は優先交渉権者と「基本協定書」を取り交わし、設計技術協力業務の委託契約を締結するとともに、発注者、設計者及び優先交渉権者と実施設計における三者協議の協定書を締結する。

イ 実施設計期間中は、三者協議会にて発注者及び設計者と協働して、VE提案及び技術提案を基に工法や仕様等について協議を行う。

ウ 発注者は、実施設計完了後、本項に規定する優先交渉権者と見積合わせを行い、その金額が発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として工事に関する契約条件等を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税額

を加算した金額をもって工事請負仮契約を締結する。

- エ 工事請負の仮契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5項の規定により富良野市議会（以下「議会」という。）の議決を得た日から本契約とする。ただし議会において、工事請負契約の締結が可決された場合のみ効力を持つものとし、否決された場合は、その効力を失う。
- オ 優先交渉権者が、協定書の締結までに「参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合、または「失格条項」のいずれかに該当することが判明した場合は、優先交渉権を失い、協定書を締結しないものとする。
- カ 優先交渉権者が、協定書締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申し立てがなされた、または「富良野市建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程」に基づく指名停止措置を受け、本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、協定書を解除するものとする。
- キ 上記カについては、仮契約締結後から議会の議決までの間についても準用するものとする。
- ク 上記オからキの場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち、順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、評価結果の順位が上位であった者から順に当該契約の締結について交渉を行うこととする。新たな優先交渉権者として交渉を行う。

8 参加者の資格要件

(1) 参加者の構成

本プロポーザルへの参加者の構成は、次の要件を満たすものとする。

- ア 建築JV、電気JV、機械JVの3業種（甲型企業体）で構成する「異業種特定建設工事共同企業体」（乙型企業体）とする。
- イ 各JV（甲型企業体）は、2者又は3者で構成することとする。
- ウ 各JV（甲型企業体）の構成員の出資比率は、「共同企業体の在り方について（昭和62年8月17日 建設省中建審発第12号）」による。
- エ 各JV（甲型企業体）は、特定建設工事共同企業体協定書により、共同施工方式(甲型)の建設工事共同企業体（以下「甲型建設工事共同企業体」という。）を結成するものとする。
- オ 甲型建設工事共同企業体は、異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙型）（以下「協定書（乙型）」という。）により、分担施工方式(乙型)の建設工事共同企業体（以下「乙型建設工事共同企業体」という。）を結成するものとする。なお、乙型建設工事共同企業体の代表企業は、建築工事の甲型建設工事共同企業体の代表企業とする。
- カ 乙型又は甲型建設工事共同企業体の構成員となる者が、当該乙型建設工事共同企業体においてその他の甲型建設工事共同企業体と重複して構成員になることはできない。
- キ 乙型又は甲型建設工事共同企業体の構成員となる者が、このプロポーザルに参加する他の乙型建設工事共同企業体又はその構成員である甲型建設工事共同企業体の構成員になることはできない。
- ク 設計技術協力業務は、乙型建設工事共同企業体の代表企業が行うものとする。

(2) 共通資格要件

甲型建設工事共同企業体構成員は、下記の要件を全て満たすこと。

- ア 平成31・32年度富良野市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条その他関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定のほか、以下に該当しない者で

あること。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 富良野市暴力団排除条例（（平成26年富良野市条例第28号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

オ 「富良野市建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

カ 選定委員会の委員でないこと。

キ 選定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者でないこと。

ク 選定委員会の委員の研究室に所属する者でないこと。

ケ 甲型建設工事共同企業体の構成員が、提案書提出までの間に、破産若しくは解散の場合、経営不振の状態に陥った場合又は富良野市から指名停止措置を受けた場合（以下「経営不振の状態等」という。）においては、本プロポーザルへの参加資格を取り消す。

ただし、甲型建設工事共同企業体における第2順位以降の構成員が経営不振の状態等に陥った場合は、あらかじめ富良野市の承諾を得た上で経営不振の状態等に陥った構成員を除く当該甲型建設工事共同企業体の残存構成員が、本項に示す要件を満たす構成で新たに甲型建設工事共同企業体を結成し、かつ、提案書提出までに本プロポーザルの参加資格の確認及び申請手続が完了し、参加資格を得られた場合に限り、本プロポーザルに参加できるものとする。

なお、新たな甲型建設工事共同企業体の結成は、既に提出した技術提案の内容に変更が生じない場合に限ることとする。

コ その他、本プロポーザル参加にあたり、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。

(3) 設計技術協力業務を行う者の資格要件

設計技術協力業務を行う者の資格要件	・建築JV、電気JV、機械JVの3業種（甲型企業体）で構成する「異業種特定建設工事共同企業体」（乙型企業体）の代表企業とすること。
（企業要件）	ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。 イ 平成12年度以降に、次に掲げる①及び②の実施設計業務または工事を元請として履行した実績があること。または参加申込書の提出日の前日までに次に掲げる①及び②工事を元請けとして工事請負契約を締結し現在施工中であることを証明出来るものであること。共同企業体での工事の場合は、代表者として履行実績があること。 ① 新築で、延床面積 3,500㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造の地方自治体の庁舎（複合庁舎を含む）、国や国の機関の庁舎、民間オフィス（本社ビル）（以下「庁舎等」という。） ② 新築で、延床面積 2,500㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造の地方自治体のホールを有する文化会館または文化ホール等の文化・交流施設（以下「文化・交流施設」という。）
（技術者要件）	ウ 設計技術協力業務全体の管理技術者（以下「管理技術者」という。）として次の要件を満たす者を配置できること。なお、管理技術者は設計技術協

	<p>力業務の主任技術者（総合）（以下「設計技術協力主任技術者（総合）」という。）と兼任することができる。</p> <p>① 業務を行う企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>② 一級建築士の資格を有すること。</p> <p>エ 設計技術協力業務を担当する設計技術協力主任技術者（総合）として次の要件を満たす建築担当者を配置できること。</p> <p>① 業務を行う企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>② 一級建築士の資格を有すること。</p> <p>オ 設計技術協力業務を担当する設計技術協力主任技術者（構造）として次の要件を満たす構造担当者を配置できること。</p> <p>① 業務を行う企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>② 構造設計一級建築士の資格を有すること。</p> <p>カ 設計技術協力業務を担当する設計技術協力主任技術者（機械設備）及び設計技術協力主任技術者（電気設備）として次の要件を満たす設備担当者を配置できること</p> <p>② 業務を行う企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>② 設計技術協力主任技術者（機械設備）、設計技術協力主任技術者（電気設備）のいずれかに、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者を配置すること。</p>
--	---

(4) 建設業務を行う者の資格要件

(4) - 1 建築工事の甲型建設共同企業体の構成企業の要件

建設業務を行う者の資格要件（建築JV）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築JVの代表者は、次のア、イ、オ、カ及びケからヌの要件を満たすこと。 ・ 建築JVの構成員のうち1社は、次のア、エ、ク、セの要件を満たすこと。 ・ その他の構成員は、次のア、ウ、キ、セの要件を満たすこと。
(企業要件)	<p>ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による「経営に関する客観的事項の審査」（以下「経営事項審査」という。）において、基準日直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,100点以上であること</p> <p>ウ 経営事項審査において、基準日直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が900点以上であること。</p> <p>エ 富良野市建設工事等競争入札参加資格関係事務処理規程（平成6年2月1日訓令第2号）に基づく、平成31・32年度富良野市建設工事入札参加資格者名簿の「建築工事」の「A等級」に格付けされている者</p> <p>オ 平成12年度以降に、次に掲げるの①及び②工事を元請けとして施工した実績を持ち、引渡した実績（以下「施工実績」という。）があるもの、または参加申込書の提出日の前日までに次に掲げる①及び②の工事を元請けとして工事請負契約を締結し現在施工中であるもの。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工実績があること。</p> <p>① 新築で、延床面積3,500㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造の地方自治体の庁舎（複合庁舎を含む）、国や国の機関の庁舎、民間オフィス（本社ビル）（以下「庁舎等」という。）</p> <p>② 新築で、延床面積2,500㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造の地方自治体のホールを有する文化会館または文化ホール等の文化・交流施設（以下「文化・交流施設」という。）</p> <p>カ 北海道内に本店・支店（主たる営業所または従たる営業所）を有し、かつ上川総合振興局管内に職員を常勤させている出先の営業所または事務所を有する者</p>

	<p>キ 上川総合振興局管内に本店・支店（主たる営業所または従たる営業所）を有する者</p> <p>ク 富良野市に本店または支店（主たる営業所または従たる営業所）を有する者</p> <p>ケ 異業種特定建設工事共同企業体（乙型企業体）の代表企業であり、建築工事甲型共同企業体の代表企業であること。</p>
(技術者要件)	<p>コ 建設業務の技術者として、次の要件を満たす建設業法第 26 条に定める 監理技術者を専任で配置できること。配置予定の監理技術者は一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。</p> <p>サ 本業務の総括責任者として次の要件を満たす者を配置できること。 総括責任者は、設計技術協力業務及び建設業務全体の総括責任を担う者として、設計技術協力業務における管理技術者及び主任技術者並びに建設業務における現場代理人、監理技術者及び主任技術者を総括し、設計技術協力業務及び建設業務に関し相互調整を行う。なお、総括責任者は、現場代理人と兼任することができる。</p> <p>① 代表企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ② 一級建築施工管理技士及び一級建築士の資格を有すること。</p> <p>シ 本業務の現場代理人として次の要件を満たす者を契約日から竣工・引渡し日まで専任で配置できること。</p> <p>① 代表企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ② 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。</p> <p>ス 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>① 代表企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ② 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。</p> <p>セ 本業務の主任技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>① 建設業務を行う構成員の企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ② 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること</p>

(4) - 2 電気設備工事の甲型建設共同企業体の構成企業の要件

建設業務を行う者の 資格要件（電気 J V）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気 J Vの代表者は、次のア、イ、エ、カの要件を満たすこと。 ・電気 J Vの構成員のうち1社は、次のウ、オ、キの要件を満たすこと ・その他の構成員は、次のア、エ、キの要件を満たすこと。
(企業要件)	<p>ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気設備工事の特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 経営事項審査において、基準日直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の電気設備工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。</p> <p>ウ 富良野市建設工事等競争入札参加資格関係事務処理規程（平成 6 年 2 月 1 日訓令第 2 号）に基づく、平成 31・32 年度富良野市建設工事入札参加資格者名簿の「電気設備工事」の「A 等級」に格付けされている者</p> <p>エ 上川総合振興局管内に本店または支店（主たる営業所または従たる営業所）を有する者</p> <p>オ 富良野市に本店または支店（主たる営業所または従たる営業所）を有する者</p>
(技術者要件)	<p>カ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>① 代表企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ② 一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。</p> <p>キ 本業務の主任技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>① 建設業務を行う構成員企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。</p>

	② 主任技術者として必要な国家資格を有すること。
--	--------------------------

(4) - 3 機械設備工事の甲型建設共同企業体の構成企業の要件

建設業務を行う者の 資格要件（機械JV）	<ul style="list-style-type: none"> ・機械JVの代表者は、次のア、イ、エ、カの要件を満たすこと。 ・機械JVの構成員のうち1社は、次のウ、オ、キの要件を満たすこと ・その他の構成員は、次のア、エ、キの要件を満たすこと。
（企業要件）	<p>ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく管工事の特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 経営事項審査において、基準日直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の管工事の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>ウ 富良野市建設工事等競争入札参加資格関係事務処理規程（平成6年2月1日訓令第2号）に基づく、平成31・32年度富良野市建設工事入札参加資格者名簿の「管工事」の「A等級」に格付けされている者</p> <p>エ 上川総合振興局管内に本店または支店（主たる営業所または従たる営業所）を有する者</p> <p>オ 富良野市に本店または支店（主たる営業所または従たる営業所）を有する者</p>
（技術者要件）	<p>カ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>① 代表企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>② 一級管工事施工管理技士の資格を有すること。</p> <p>キ 本業務の主任技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>① 建設業務を行う構成員企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>② 主任技術者として必要な国家資格を有すること。</p>

9 参加表明等手続き

(1) 受付期間

令和元年9月6日（金）から令和元年9月17日（火）毎日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「休日」という。）

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

あらかじめ日時を事務局に連絡した上で、持参すること。

また、書類とあわせて、様式及び添付書類は、資料毎にファイルを作成し、CD-R又はDVD-Rに保存して提出すること。

(4) 提出書類等

様式集の参加表明書等に必要書類を添付し提出すること。

その他、書式・体裁・部数等は様式集を参照のこと。

ア 参加表明書

イ 参加資格確認申請書

ウ 資格確認に係る書類

エ その他、必要に応じた書類

オ CD-R又はDVD-R

(5) 参加資格の確認結果通知

参加資格の確認結果通知は、参加表明を行った参加者毎に、書面（参加資格結果通知書）により、令和元年9月24日（火）に、FAXと郵送で通知する。

(6) 参加表明者が1企業体の場合もプロポーザル手続きは執行するものとする。

10 参加表明等手続きに係る質疑応答

(1) 受付期間

令和元年8月23日(金)から令和元年9月2日(月)毎日午前9時から午後5時まで(休日を除く。)

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

質疑回答書に記入の上、事務局のメールアドレスまで電子メールで提出。質疑回答書の添付形式はExcel形式とすること。件名は「富良野市新庁舎建設工事優先交渉権者選定プロポーザル参加表明手続質疑」と記載すること。なお、提出後は電話にて着信を確認すること。

(4) 質疑に関する回答

令和元年9月6日(金)に、全ての応募者から提出された質疑を取りまとめて、ホームページに期日までに掲載する。ただし、全ての質疑事項に回答できるとは限らない。

11 現地の視察

主催者による建設予定地での説明会は実施しない。応募者による事前視察は自由とするが、視察の際には事務局に連絡すること。

12 その他

VE提案書、技術提案書の作成方法(様式含む)及び作成に必要な資料等は、本プロポーザルの参加資格審査通過者に提供する。

提供方法は、参加資格審査結果と併せて通知する。